

## Nigeria: revised draft resolution Promotion of inclusive and effective international tax cooperation at the United Nations

<https://documents.un.org/doc/undoc/ltd/n24/356/30/pdf/n2435630.pdf>

### ナイジェリア:\* 修正決議案 国連における包括的かつ効果的な国際租税協力の推進

総会は、

国際連合憲章に謳われた目的と原則を指針とし、

第3回開発資金国際会議のアジスアベバ行動目標に関する2015年7月27日の決議69/313を再確認し、

私たちの「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する2015年9月25日の決議70/1も再確認し、

国連における包括的かつ効果的な国際租税協力の促進に関する2022年12月30日の決議77/244および2023年12月22日の決議78/230を想起し、

2025年6月30日から7月3日の間、スペインのセビリアで開催される第4回開発資金国際会議に期待し、

幅広い支持を得る国際租税協力に関する国際連合枠組み条約の策定の重要性と利益を認識し、

1. 国連国際租税協力枠組み条約付託事項の草案作成のための特別委員会第2回会合の報告書に留意し、1 同特別委員会の作業の完了を歓迎する；

---

\* アフリカ諸国グループのメンバーである国際連合加盟国を代表して。

1A/79/333.

2. 特別委員会第2回会合報告書の附属書Iに含まれる国際租税協力に関する国際連合枠組み条約の付託事項を採択することを決定し；2

3. また、国際租税協力枠組み条約と2つの初期議定書を同時に起草する目的で、加盟国主導のオープンエンドな政府間交渉委員会の設置を決定し；

4. さらに、政府間交渉委員会は、2025年、2026年、2027年に、ニューヨークおよびナイロビを含むその他の国連所在地で、1会合につき10労働日を超えない期間、少なくとも年3回の実質的会合を開催するものとし、必要に応じて追加会合を開催できることを決定し；

5. 政府間交渉委員会は、2025年2月3日から6日までニューヨークで組織運営に関する会合を開催し、委員会の意思決定規則を含む組織上の問題に対処して結論を出し、第2次早期議定書のテーマを決定し；3

6. また、政府間交渉委員会の事務局は、議長、18名の副議長、報告者で構成され、衡平な地理的代表的に基づいて選出され、ジェンダーバランスを考慮することを決定し；

7. 加盟国は枠組み条約の交渉に全面的に関与し、代表の継続性を確保するよう努めるべきであることを強調し；

8. 政府間交渉委員会の議長に対し、事務局と協議し、最も効率的かつ効果的な方法で、会合と会合の間に、必要に応じて非公式協議を開催することを検討するよう求め；
9. 政府間交渉委員会は、その作業を通じて、他の関連するフォーラムの作業、潜在的な相乗効果、および国際、地域、地方レベルでの租税協力に関わる複数の機関で利用可能な既存のツール、強み、専門性、補完性を考慮に入れるべきであることを認識し；
10. 国際機関、市民社会、その他の関係する利害関係者が、確立された慣行に従い、政府間交渉委員会の作業に貢献することを奨励し；
11. 政府間交渉委員会に対し、その作業を完了し、枠組み条約および2つの早期議定書の最終文書を第82会期の第1四半期にその審議を行えるよう総会に提出することを要請し；
12. 事務総長に対し、政府間交渉委員会の作業を支援するため、総会・会議管理部の技術事務局および事務局経済社会部の実質事務局を含め、必要な施設と資源を提供するよう要請し；
13. 加盟国およびその他の関係する利害関係者に対し、特に後発開発途上国を含め、途上国の交渉への完全かつ効果的な参加を確保するため、旅費や現地での経費の負担、能力開発を含む支援を行うよう奨励し、

---

2同上、附属書I

3同上、para.16

14. 第80会期の暫定議題に、「マクロ経済政策に関する課題」と題する項目の下に、「国連における包摂的かつ効果的な国際租税協力の推進」と題する小項目を含めることを決定する。